

ナーシングホーム豊泉家 芦屋山手

運営規程

社会福祉法人 福 祥 福 祉 会

ナーシングホーム豊泉家 芦屋山手

ユニット型介護老人福祉施設 運営規定

この規定は、社会福祉法人福祥福祉会が設置するナーシングホーム豊泉家 芦屋山手（以下「事業所」という。）において適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項について定める。

（事業の目的）

第1条

本事業は、在宅に近い居住環境の下で、在宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活と介護を一致させたケアであるユニットケアを行うことで利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の要介護（要支援）の状態に応じ、自己の有する能力を活用することにより、可能な限り自立した生活を営むことが出来るよう必要なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

事業所は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指すものとする。

2、事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3、前2項のほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|------------------|
| （1）名 称 | ナーシングホーム豊泉家 芦屋山手 |
| （2）所在地 | 兵庫県芦屋市剣谷9番1号 |

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条

本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は以下のとおりとする。但し、空床型として運営するナーシングホーム豊泉家 芦屋山手の（予防）短期入所生活介護の職員と兼務する。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定される指定介護老人福祉施設のサービス提供実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

(2) 計画作成担当者 1名（常勤職員）

計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の専門職と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成し、同意の上、交付する。

(3) 生活相談員 1名（常勤職員）

生活相談員は、利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、自立した生活が営むことができるよう利用者の社会生活に必要な支援を行うものとする。

(4) 看護師 2名以上（ただし、業務の状況により増員することができる）

看護職員は、利用者が安全にサービスを利用できるよう、常にその疾病や身体の状態及び精神面の状況等、健康状態に注意するとともに健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

(5) 介護職員 34名以上（ただし、業務の状況により増員することができる）

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

(6) 機能訓練指導員 1名（常勤職員）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) 栄養士 1名（常勤職員）

栄養士は、食事管理と利用者の栄養指導を行う

(8) 医師 1名

医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導業務を行う。

(9) 調理員 6名

(10) 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる

(指定介護老人福祉施設の定員及び居室数)

第5条

事業所の利用定員及び居室数は、次のとおりとする。。

(1) ユニット数 8ユニット

- (2) ユニットの利用定員
- | | |
|--------------|------|
| WEST OCEAN | 10 人 |
| EAST OCEAN | 10 人 |
| WEST FIELD | 10 人 |
| EAST FIELD | 10 人 |
| WEST FOREST | 10 人 |
| EAST FOREST | 9 人 |
| WEST SUNRISE | 10 人 |
| EAST SUNRISE | 10 人 |

(会議)

第6条

施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する

- (1) チーム経営会議
- (2) 運営ミーティング
- (3) グルメ会議
- (4) 褥瘡予防委員会
- (5) 感染予防委員会
- (6) チームミーティング
- (7) 入居検討会議
- (8) 危険ゼロ推進委員会

2、会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

(利用料等)

第7条

指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

2、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができるものとする。(費用に関しては、重要事項説明書に定めた額)

- (1) 居住に要する費用
- (2) 利用書の選択による特別な食費
- (3) 利用者の選択によるティータイムに提供する飲み物代
- (4) 利用者の選択によるクラブ費用
- (5) 利用者の選択によるスムーズディッシュ
- (6) 指定介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

- ・特別な行事に係る費用
- ・外部クリーニングに依頼する私物の洗濯代

(7) 理美容に係る費用

- 3、入院又は外泊中は居住費を徴収できるものとする。但し、入院又は外泊中のベッドを（介護予防）短期入所生活介護に利用する場合は、当該入居者からは居住費を徴収せず、（介護予防）短期入所生活介護利用者より短期入所の滞在費として徴収する。
- 4、前事項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を文書により確認するものとする。
- 5、事業所は、第2項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入居者に対して変更を行う日の2か月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する
- 6、事業所は、支払いを受けた場合には領収証を発行する。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第8条

施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入居者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画（ケアプラン）に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

(居室決定の権限)

第9条

利用者個々が生活する居室の決定及び変更については、入居者の希望及び心身の状況を踏まえた上で、施設長、生活相談員、管理医師、計画作成担当者、管理栄養士、介護職員、看護職員にて構成する「入居検討委員会」において協議し、また必要に応じて専門分野の医師の所見を客観的に判定し、「入居検討委員会」において決定するものとする。

(入退所)

第10条

事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、且つ居宅においてこれを受けるとことが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。

- 2、事業所は、正当な理由なくして指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒まない。
- 3、事業所は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は指定介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4、事業所は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護老人福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。
- 5、事業所は、入居申込者の入居に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

- 6、事業所は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 7、前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 8、事業所は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、入居者及び家族の希望、利用者の退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退居のために必要な援助を行う。
- 9、事業所は、利用者の退居に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 10、事業所は、入居に際して入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条

利用者が指定介護老人福祉施設サービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

- 2、来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出るものとする。来訪者が宿泊する場合には必ず許可を得るものとする。
- 3、外出の際は、行き先及び帰宅時間を事前に申し出るものとする。宿泊する場合には必ず許可を得るものとする。
- 4、施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従うものとする。これに反し利用により破損等が生じた場合、賠償するものとする。
- 5、喫煙は決められた場所で行うものとする。飲酒についてはレストランにて対応する。
- 6、騒音等他の入居者の迷惑になる行為、また、むやみに他の入居者の居室等の立ち入りは行わないこと。
- 7、所持品の管理は、利用者若しくは家族で行うものとする。
- 8、施設内での他の入居者に宗教活動及び政治活動は禁止とする。
- 9、施設内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止とする。(家族も含む)
- 10、現金及び貴重品の管理は、利用者もしくは家族で行うものとし、これらの盗難について当施設では一切の責任を負わないものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 12 条

事業所は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始については、入居申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第 13 条

事業所は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2、事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第 14 条

事業所は、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請がおこなわれるよう必要な援助を行う。

- 2、事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の 30 日前には行われているように必要な援助を行う。

(保険給付のための証明書)

第 15 条

事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第 16 条

施設長は、計画作成担当者に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

(緊急時における対応方法)

第 17 条

指定介護老人福祉施設サービス従業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者の容態、病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時における対応方法)

第 18 条

事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管

理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

- 2、事業者は、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3、事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 4、事業者は、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(身体拘束に関する措置)

第 19 条

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対し危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次にあげることに留意して必要最低限の範囲内で行うことがあり、その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行うものとする。

(1) 切迫性 : 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限るものとする。

(2) 非代替性 : 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限るものとする。

(3) 一時性 : 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くものとします。

(虐待防止に関する措置)

第 20 条

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定を行う。

(2) 成年後見人制度の利用を支援する。

(3) 苦情解決体制を整備する。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・推進するための研修を実施する。

- 2、事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第 21 条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うもの

とする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

(個人情報保護)

第 22 条

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2、従業者は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4、事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、あらかじめ文書で利用者又はその代理人から同意を得ない限り、他の保健・医療・福祉サービス機関等に利用者の個人情報を提供しないものとする。また、利用者の家族の個人情報についても同様に扱うものとする。但し、利用者の生命又は身体を保護する上で緊急やむを得ない場合はこの限りではない。
- 5、事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

(苦情への対応)

第 23 条

施設サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2、本事業所は、提供した指定介護老人福祉施設サービスの提供に関し、介護保険法 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3、本事業は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第 24 条

事業者は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(記録の整備)

第 25 条

事業所は、介護老人福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービス提供の完結の日から

5年間保存するものとする。

(研修による計画的な人財育成)

第 26 条

事業者は、適切な介護老人福祉施設のサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2、前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行う事により、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

3、事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時研修 ： 採用後 3 ヶ月以内

継続研修 ： 年 2 回以上

(その他運営についての重要事項)

第 26 条

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福祥福祉会と事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。